

○三条地域水道用水供給企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例

昭和50年 7月16日

条 例 第 9 号

改正 平成16年10月27日 条例第1号

平成17年 5月 1日 条例第1号

平成27年 7月28日 条例第1号

（目的）

**第1条** この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、三条地域水道用水供給企業団職員（以下「職員」という。）の給与の種類及び基準に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（給与の種類及び基準）

**第2条** 職員の給与の種類及び基準は、三条市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年三条市条例第199号）を準用する。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成16年10月27日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成17年5月1日条例第1号）

この条例は、平成17年5月1日から施行する。

**附 則**（平成27年7月28日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成27年度から平成29年度までの間の各年度の11月から翌年3月までの各月の初日（以下「基準日」という。）において、平成27年3月31日から当該基準日の前日までの間、引き続き在勤する職員に対しては、予算の範囲内で寒冷地手当を支給する。